

令和5年第1回区議会定例会

議案説明資料

※議案第24号から26号については資料なし

(議案第1号)

杉並区個人情報の保護に関する条例

<制定の趣旨>

このたび、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)の一部が改正され、民間事業者、国の機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護法が法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、従来は個別の条例で規律されていたところ、法において全国的な共通ルールが規定され、地方公共団体は、法の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を設けることができることとされた。

このことに伴い、法の施行に関し、必要な事項を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施したほか、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<条例の概要>

1 趣旨及び用語(第1条及び第2条)

2 基本理念(第3条)

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に確実に保護されるべきものであることを踏まえ、区の機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。)は、個人情報の適正な取扱いの確保に係る取組を推進し、その保護の水準の維持向上を図ることにより、区民等の権利利益を保護しなければならないこととする。

3 責務(第4条及び第5条)

区の機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な対策を講じ、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等を図るものとし、事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、区民等の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならないこと等とする。

4 業務の登録等(第6条)

区の機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を保有するときは、業務の名称等を個人情報登録簿に登録しなければならないこと等とする。

5 委託等及び労働者派遣の記録(第7条及び第8条)

区の機関は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託し、又は保有個人情報に係

る業務について、労働者派遣の役務の提供を受けるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならないこと等とする。

6 目的外利用等の記録（第9条）

区の機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は区の機関以外のものへ提供をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならないこととする。

7 開示請求に係る手数料等（第10条）

開示請求に係る手数料は、無料とすること等とする。

8 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限等（第11条から第17条まで）

開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないこと等とする。

9 審議会への諮問等（第18条）

区長は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができること等とする。

10 運用状況等の公表（第19条）

区長は、毎年1回以上、法の運用状況及び規則で定める事項について公表しなければならないこととする。

11 委任（第20条）

<実施の時期等>

1 令和5年4月1日から施行する。（附則第1項）

2 杉並区個人情報保護条例は、廃止する。（附則第2項）

3 必要な経過措置を定める。（附則第3項から第7項まで及び第10項）

4 杉並区自治基本条例、杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例、杉並区行政不服審査会条例、杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例及び杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正（附則第8項、第9項及び第11項から第14項まで）

法の一部が改正されたことに伴う必要な規定の整備を行う。

【問合せ先】

情報管理課、企画課、総務課、危機管理対策課、
区民課

(議案第2号)

杉並区長等の給料の特例に関する条例

< 制定の趣旨 >

このたび、区職員が住民基本台帳ネットワークシステムを自ら不正に操作して、業務に関係のない人物の住所、氏名等の個人情報調べ、その内容を外部の者に漏えいしていたことが判明した。

区では、再発防止に万全を期するとともに、関係職員に対し厳正な処分を行ったところであるが、区長及び副区長については、自らの責任を明らかにする必要があるため、給料を減額することとした。

このことに伴い、区長等の給料の特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の内容 >

この条例の施行の日から1箇月間、区長及び副区長の給料月額からその100分の30に相当する額を減額する。

< 実施の時期 >

公布の日

【問合せ先】

人事課

(議案第 3 号)

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

個人番号カードに記録されている電子証明書をスマートフォンにも搭載することにより、個人番号カードの利便性の抜本的向上を図るため、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部が改正され、移動端末設備用利用者証明用電子証明書等が創設されるとともに、個人番号カードに記録されている電子証明書の名称が個人番号カード用利用者証明用電子証明書等に改められた。

このことに伴い、個人番号カードを使用して行う多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に係る規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付サービスの提供を受ける際に使用する個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書の名称を、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に改める。(第 20 条)

<実施の時期>

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日(令和 5 年 5 月を予定)

【問合せ先】

区民課

(議案第 4 号)

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、杉並区立高円寺地域区民センター及び杉並区立社会教育センターについて、大規模改修を行うとともに、指定管理者制度を導入することとした。

そして、令和 3 年第 3 回区議会定例会において、杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正し、令和 5 年 5 月 1 日以後の高円寺地域区民センターの利用料金を定めること等としたところである。

このたび、世界的な半導体不足の影響による空調設備部品の納品の遅れにより、改修工事の工期を延長し、開館時期を変更することに伴い、高円寺地域区民センターの利用料金を定める規定等の施行期日を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例の施行期日を「令和 5 年 5 月 1 日」から「令和 5 年 8 月 1 日」に改める。(附則第 1 項)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

地域課

(議案第5号)

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」により、児童福祉法等の一部が改正され、関係省庁から内閣府の外局である「こども家庭庁」に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整備が行われたところである。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する10件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第1条による杉並区立こども発達センター条例の一部改正
児童福祉法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
(第5条)
- 2 第2条による杉並区立重症心身障害児通所施設条例の一部改正
児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。(第5条)
- 3 第3条による杉並区立すぎのき生活園条例の一部改正
障害者総合支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。(第4条)
- 4 第4条による杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正
前記3と同様の改正を行う。(第5条)
- 5 第5条による杉並区子ども・子育て会議条例の一部改正
子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、設置及び所掌事項に係る規定で引用している同法の条項を改める。(第1条及び第3条)
- 6 第6条による杉並区立子供園条例の一部改正
学校教育法の一部改正に伴い、事業に係る規定で引用している同法の条項を改める。
(第2条)
- 7 第7条による杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
前記2と同様の改正を行う。(第25条)

8 第8条による杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

前記2と同様の改正を行うほか、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、利用定員等に係る規定で引用しているこれらの法の条項を改める。（第4条、第6条から第8条まで、第13条、第15条、第20条、第35条から第37条まで、第39条、第44条、第51条及び第52条）

9 第9条による杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、趣旨に係る規定で引用している同法の条項を改める。（第1条）

10 第10条による杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部改正

前記2と同様の改正を行う。（第3条）

<実施の時期>

令和5年4月1日

【問合せ先】

障害者施策課、障害者生活支援課、
子ども家庭部管理課、保育課

(議案第6号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき杉並区立大宮保育園移転後の園舎に杉並区立永福北保育園を移転することとした。

このことに伴い、永福北保育園の位置を変更する必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区永福三丁目51番17号 (コミュニティふらっと永福及び永福図書館と併設)
敷地面積	2,206.68㎡
建築面積	1,108.39㎡
延床面積	2,955.38㎡のうち、永福北保育園部分872.86㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階建て
施設内容	1階 0歳～5歳児室、調理室、事務室・医務室、トイレ、園庭等

<改正の概要>

永福北保育園の位置を「杉並区永福四丁目25番4号」から「杉並区永福三丁目51番17号」に改める。(第1条)

<実施の時期>

令和5年6月19日

【問合せ先】

保育課

(議案第 7 号)

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等について、厚生労働省令等で定める基準に従い、又は参酌することにより、条例で定めているところである。

このたび、基準省令等の一部が改正され、家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないほか、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、その所在を確実に把握することができる方法により、所在を確認しなければならないこと等とされた。

このことに伴い、基準省令等と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 3 件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第 1 条による杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(1) 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこと等とする。(第 8 条の 2)

(2) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、その所在を確実に把握することができる方法により、所在を確認しなければならないこと等とする。(第 8 条の 3)

(3) 家庭的保育事業者等が行う保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等に特有の設備等についても、当該家庭的保育事業所等に併設する社会福祉施設等の設備等と兼ねることができることとする。(第 11 条)

(4) 利用乳幼児に対する懲戒権に係る規定を削除する。(第 13 条)

(5) その他必要な規定の整備を行う。(第7条及び第14条)

2 第2条による杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

前記1(4)と同様の改正を行う。(第26条)

3 第3条による杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(1) 前記1(1)と同様の改正を行うほか、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること等とする。(第7条の2及び第13条の2)

(2) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、その所在を確実に把握することができる方法により、所在を確認しなければならないこととする。(第7条の3)

(3) その他必要な規定の整備を行う。(第14条)

<実施の時期等>

1 一部を除き、令和5年4月1日から施行する。(附則第1項)

2 必要な経過措置を定める。(附則第2項及び第3項)

【問合せ先】

保育課、児童青少年課

(議案第 8 号)

杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

杉並区立和田サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が民間主導で進んでいること等から、空き住戸が存在している。一方で、和田みどりの里は入居待機者が出ていることから、区は、令和 4 年度末をもって和田サービス付き高齢者向け住宅を廃止し、みどりの里への転換を図ることとした。

このことに伴い、サービス付き高齢者向け住宅を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

区立サービス付き高齢者向け住宅に係る規定を削除する。(第 2 条、改正前の第 4 章、改正前の第 4 2 条及び別表)

<実施の時期等>

- 1 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項)
- 3 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(附則第 3 項)

区立サービス付き高齢者向け住宅に係る規定を削除する。(別表第 1 及び別表第 2)

【問合せ先】

住宅課、情報管理課

(議案第9号)

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

杉並区立郷土博物館は、博物館法に基づく博物館として、考古、歴史、民俗等に関する実物、標本、模写、模型、文献等の資料を収集し、保管し、及び展示すること等の事業を行っているところである。

このたび、博物館法の一部が改正され、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、社会の変化に応じた博物館の実現を図るため、博物館法の目的、博物館の事業等を見直すこととされた。

このことに伴い、郷土博物館の事業に係る規定を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 郷土博物館が行う事業に、「資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」及び「学芸員その他の郷土博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと」を加える。(第2条)
- 2 杉並区立郷土博物館運営協議会に係る規定で引用している博物館法の条項を改める。(第6条)

<実施の時期>

令和5年4月1日

【問合せ先】

生涯学習推進課

(議案第10号)

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、杉並区立高円寺地域区民センター及び杉並区立社会教育センターについて、大規模改修を行うとともに、指定管理者制度を導入することとした。

そして、令和3年第3回区議会定例会において、杉並区立社会教育センター条例の一部を改正し、令和5年5月1日以後の社会教育センターの利用料金を定めること等としたところである。

このたび、世界的な半導体不足の影響による空調設備部品の納品の遅れにより、改修工事の工期を延長し、開館時期を変更することに伴い、社会教育センターの利用料金を定める規定等の施行期日を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を「令和5年5月1日」から「令和5年8月1日」に改める。(附則第1項)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

生涯学習推進課

(議案第 1 1 号)

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、東京都において特殊勤務手当の見直しが行われ、児童相談所の業務を行うため家庭を訪問したとき等に支給される手当の額が引き上げられており、特別区においても、東京都と同様に、手当を見直す動きが見られている。

区では、都区間及び特別区間において人事交流等が行われていること及び児童相談所設置に係る人材確保を図る必要があることから、児童相談所業務手当の見直しを行うこととした。

このことに伴い、児童相談所業務手当を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

児童相談所業務手当の額の上限を、従事した日 1 日につき「490円」から「950円」に改めるほか、児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所業務手当に係る規定で引用している同法の条項を改める。(第7条)

<実施の時期等>

- 1 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項)

【問合せ先】

人事課

(議案第12号)

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例

<制定の趣旨>

区では、基本構想で掲げる「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」の実現に向け、全ての区民が性を理由とした差別等を受けず、自らの意思により、あらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されること等を旨として、性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組を推進することとした。

このことに伴い、性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関し必要な事項を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施し、作成したものである。

<条例の概要>

1 目的及び定義（第1条及び第2条）

2 基本理念（第3条）

性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進は、全ての区民が性を理由とする差別等を受けないこと等を旨として、行われなければならないこととする。

3 性を理由とする差別等の禁止（第4条）

何人も、性を理由として不当な差別的取扱いをすることその他の性を理由として個人の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならないこと等とする。

4 責務（第5条から第7条まで）

区は、基本理念にのっとり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等との連携を図りつつ、性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策を実施する責務を有すること等とする。

5 相談体制の整備等（第8条）

区は、区民からの性を理由とする差別等に関する相談に的確に応ずるた

め、必要な体制の整備を図ること等とする。

6 パートナーシップ制度（第9条）

（1）パートナーシップ関係（互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係）にある者は、パートナーシップ関係にある旨を区長に届け出ることができることとし、区長は、当該届出があったときは、受理証（当該届出を受理したことを証する書面）を交付するものとする。

（2）（1）の届出をした者であって、受理証カード（当該届出を受理したことを証するカード）の交付を受けようとするものは、区長に申請することができることとし、区長は当該申請があったときは、受理証カードを交付するものとする。

（3）その他パートナーシップ制度に関して必要な事項を定める。

7 啓発活動（第10条）

区は、性の多様性に関する区民及び事業者の理解を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

8 委任（第11条）

<実施の時期等>

1 令和5年4月1日から施行する。ただし、前記6については、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日（令和5年4月を予定）から施行する。（附則第1項）

2 杉並区事務手数料条例の一部改正（附則第2項）

受理証カードの交付手数料を1件につき350円とする。（別表第2）

3 杉並区高齢者住宅条例の一部改正（附則第3項）

現に同居し、又は同居しようとするパートナーシップ関係の相手方があることを使用者の資格要件に加えること等とする。（第6条及び第8条）

4 杉並区営住宅条例の一部改正（附則第4項）

附則第3項と同様の改正を行う。（第6条及び第8条）

【問合せ先】

区民生活部管理課、住宅課

(議案第13号)

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、新たな地域コミュニティ施設として、杉並区立コミュニティふらっと方南を設置することとした。

このことに伴い、その名称及び位置等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区方南一丁目27番8号
敷地面積	274.31㎡
建築面積	177.06㎡
延床面積	608.88㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建て
施設内容	ラウンジ、集会室、多目的ルーム等

<改正の概要>

- 1 コミュニティふらっと方南の設置に伴い、その名称及び位置を定める。
(別表第1)
- 2 コミュニティふらっと方南の施設及びその使用料を定める。(別表第2)

<実施の時期等>

- 1 令和6年1月5日から施行すること等とする。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項)
- 3 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部改正(附則第3項)
方南区民集会所に係る規定を削除する。(別表第1及び別表第2)
- 4 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部改正(附則第4項)
ゆうゆう方南館に係る規定を削除する。(別表第1)
- 5 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第5項)

ゆうゆう方南館の目的外使用料に係る規定を削除する。（別表第2）

【問合せ先】

地域課、高齢者施策課

(議案第14号)

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、区営住宅の駐車場の使用料について、駐車場の使用許可期間に合わせ、3年ごとに見直しを行っているところである。

このたび、近傍同種の民間駐車場との均衡を図ることを原則として、区の歳入確保、区営住宅使用者の経済的負担等の観点を検討した結果、成田東一丁目アパートの駐車場の使用料を改定することとした。

このことに伴い、成田東一丁目アパートの駐車場の使用料を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 単身使用の資格を有する者から著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除外する規定を削除する。(第6条)
- 2 成田東一丁目アパートの駐車場の使用料を16,000円から17,000円に改める。(別表第2)

<実施の時期等>

- 1 令和5年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

【問合せ先】

住宅課

(議案第15号)

杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により、建築基準法の一部が改正され、特例的に複数建築物を同一敷地内にあるものとみなすこと等により建築規制を緩和して適用する一団地の総合的設計制度等の対象を拡大し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物を追加すること等とされた。

また、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」等の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画については、認定申請の単位が変更となり、共同住宅等における住戸単位の認定が廃止となったほか、一戸建ての住宅や共同住宅等の住戸の部分について、計算によらずに住戸の各部位・設備の仕様から基準への適否を判断する誘導仕様基準が定められること等とされた。

これらのことに伴い、誘導仕様基準による場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区事務手数料条例の一部改正

- (1) 建築物の高さの許可申請手数料に係る規定で引用している建築基準法の条項を改めるほか、一団地の総合的設計制度等の対象が拡大されることに伴う規定の整備を行う。(別表第1の104の項、118の項、119の2の項、120の項及び120の2の項)
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、共同住宅等における住戸単位の認定に係る規定を削除するほか、誘導仕様基準による場合の手数料を定めること等とする。(別表第1の123の6の項、123の7の項、123の9の項から123の11の項まで及び

備考)

2 第2条による杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

地区計画の区域内における高さの最高限度に係る規定で引用している建築基準法の条項を改める。(別表第2)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、前記1(1)及び2については、令和5年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項及び第3項)

【問合せ先】

建築課、市街地整備課

(議案第16～19号)

令和4年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、緊急を要する経費や新たな事情の変化に伴う経費を計上するとともに、今年度の清算的要素を含む事業について計上するものです。

1. 議案第16号 令和4年度杉並区一般会計補正予算(第9号)

【概要】

補正事業 93事業 (増額32事業、減額57事業、増額・減額共4事業)
3,194,118千円
財源更正 3事業

【主な歳出予算】

○施設整備基金積立金 3,000,000千円
○財政調整基金積立金 6,637,272千円
○障害者自立支援サービス 199,800千円
○障害児通所給付 122,000千円
○保育施設建設助成 923,724千円

【主な歳入予算】

○特別区税 1,876,699千円
○地方消費税交付金 1,000,000千円
○特別区財政交付金 3,100,000千円
○国庫支出金 △ 3,511,720千円
○繰入金 559,399千円

【繰越明許費】

○追加

No.	款	項	事業名	金額
1	総務費	政策経営費	庁有車の管理	6,199千円
2	総務費	政策経営費	防災施設整備	34,819千円
3	生活経済費	区民生活費	高円寺地域区民センターの改修	403,535千円
4	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	3,861千円
5	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	高円寺区民事務所の改修	53,574千円
6	生活経済費	産業経済費	商店街支援	69,021千円
7	保健福祉費	保健衛生費	予防接種	68,982千円
8	都市整備費	都市計画費	耐震化の促進	229,504千円
9	都市整備費	土木建設費	道路維持補修	26,024千円
10	都市整備費	土木建設費	道路の路面改良	74,600千円
11	都市整備費	土木建設費	都市計画道路の整備(補助第132号線)	61,000千円
12	都市整備費	土木建設費	都市計画道路の整備(補助第221号線)	29,100千円
13	都市整備費	土木建設費	橋梁の長寿命化と補強・改良(神通橋整備工事に係る建設負担金)	1,751千円
14	都市整備費	土木建設費	橋梁の長寿命化と補強・改良(大松橋整備工事に係る建設負担金)	2,250千円
15	都市整備費	緑化費	公園等の整備((仮称)荻外荘公園追加用地基本実施設計)	3,600千円
16	都市整備費	緑化費	ドッグランの整備	18,150千円
17	教育費	社会教育費	社会教育センターの改修	1,520,042千円

【債務負担行為】

○追加

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	中小企業資金融資に伴う利子補給	令和13年度まで	杉並区のあるせんにより融資を受けた者が取扱金融機関に対して負担する利子年7.0%以内の相当額
2	出産・子育て応援交付金	令和5年度まで	19,000千円
3	社会教育センターの改修（美術品輸送・保管）	令和5年度まで	1,000千円
4	社会教育センターの改修（楽器等修繕・保管）	令和5年度まで	5,000千円

○変更

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	区立児童相談所の整備（基本実施設計）	令和6年度まで	39,000千円
↓			
1	区立児童相談所の整備（基本実施設計）	令和6年度まで	64,000千円

2. 議案第17号 令和4年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

【概要】	補正事業	12事業（増額7事業、減額5事業）	448,822千円
	財源更正	7事業	
【主な歳出予算】	○特定健康診査・特定保健指導事業		△95,000千円
	○保険給付費等交付金償還金		469,489千円
【主な歳入予算】	○繰入金		△624,161千円
	○繰越金		980,791千円

3. 議案第18号 令和4年度杉並区介護保険事業会計補正予算（第1号）

【概要】	補正事業	6事業（増額4事業、減額2事業）	1,535,075千円
	財源更正	2事業	
【主な歳出予算】	○介護認定調査		△44,000千円
	○介護保険給付費準備基金の積立		815,969千円
【主な歳入予算】	○繰入金		△83,862千円
	○繰越金		1,504,818千円

4. 議案第19号 令和4年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

【概要】	補正事業	5事業（増額4事業、減額1事業）	388,519千円
	財源更正	1事業	
【主な歳出予算】	○広域連合分賦金		267,072千円
	○後期高齢者健康診査		△43,533千円
【主な歳入予算】	○後期高齢者医療保険料		277,228千円
	○繰入金		△115,253千円

令和5年度杉並区各会計当初予算

1. 令和5年度杉並区一般会計予算

【予算規模】210,700,000千円(前年度比 8,101,000千円、4.0%増)

【歳入歳出総括】

○歳入

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
1 特別区税	69,736,781	2,811,603	104.2%
2 地方譲与税	771,000	△ 30,000	96.3%
3 利子割交付金	230,000	70,000	143.8%
4 配当割交付金	1,230,000	90,000	107.9%
5 株式等譲渡所得割交付金	1,190,000	△ 110,000	91.5%
6 地方消費税交付金	14,170,000	2,120,000	117.6%
7 自動車税環境性能割交付金	210,000	10,000	105.0%
8 地方特例交付金	312,000	△ 22,000	93.4%
9 特別区財政交付金	49,700,000	3,500,000	107.6%
10 交通安全対策特別交付金	46,000	△ 8,000	85.2%
11 分担金及び負担金	2,867,040	57,859	102.1%
12 使用料及び手数料	3,865,309	△ 2,682	99.9%
13 国庫支出金	33,904,221	△ 3,451,910	90.8%
14 都支出金	18,203,306	779,008	104.5%
15 財産収入	555,170	64,882	113.2%
16 寄附金	32,575	△ 8,653	79.0%
17 繰入金	3,403,086	△ 31,533	99.1%
18 繰越金	2,500,000	0	100.0%
19 諸収入	2,360,512	306,726	114.9%
20 特別区債	5,413,000	1,955,700	156.6%
合計	210,700,000	8,101,000	104.0%

○歳出

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
1 議会費	799,295	18,612	102.4%
2 総務費	6,648,897	△ 198,095	97.1%
3 生活経済費	7,134,766	△ 95,245	98.7%
4 保健福祉費	109,106,276	580,236	100.5%
5 都市整備費	13,236,547	1,557,306	113.3%
6 環境清掃費	7,652,651	323,854	104.4%
7 教育費	25,282,070	7,049,422	138.7%
8 職員費	37,798,996	△ 1,149,906	97.0%
9 公債費	2,740,500	14,816	100.5%
10 諸支出金	2	0	100.0%
11 予備費	300,000	0	100.0%
合計	210,700,000	8,101,000	104.0%

【債務負担行為】 24事項 9,749,000千円

【地方債】 6事業 5,413,000千円

『基本構想に掲げる 8 つの分野に沿った主な施策』

【防災・防犯】 分野／みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

○耐震化・不燃化促進、狭あい道路拡幅整備・電柱セットバックの推進	1,975,072 千円
○感震ブレーカー設置の加速化、スタンドパイプの追加配備	1,850 千円
○災害時の生活用水の確保に向けた学校防災井戸の修繕	7,483 千円
○街角防犯カメラ・公園防犯カメラの増設	3,788 千円

【まちづくり・地域産業】 分野／多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

○生活道路(安全対策路線)・自転車通行空間の整備、無電柱化の推進	70,363 千円
○区民との対話を踏まえたまちづくりの推進	17,214 千円
○グリーンスローモビリティの導入に向けた取組	11,192 千円
○中小企業支援	48,232 千円
○商店街イベント等への支援の拡充	116,002 千円
○(仮称)井草区民農園の開設	31,033 千円

【環境・みどり】 分野／気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

○(仮称)気候区民会議の開催に向けた検討	482 千円
○太陽光発電舗装システムの試験導入	6,325 千円
○区役所本庁舎等における再生可能エネルギーの導入推進	195,869 千円
○緑地の保全や緑化の推進に関するみどりの基本計画の改定着手	37,359 千円
○公園等の整備 ～(仮称)荻外荘公園の復原・整備、展示休憩施設棟の着工～ ～下高井戸おおぞら公園・馬橋公園・富士見丘北公園の拡張整備～ ～(仮称)杉並第八小学校跡地公園の整備～	1,147,618 千円

【健康・医療】 分野／「人生 100 年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

○がん検診の推進	891,925 千円
○がん患者へのウィッグ・胸部補整具購入費等助成の実施	6,045 千円
○帯状疱疹ワクチン接種助成制度の創設	94,377 千円

【福祉・地域共生】 分野／すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

○パートナーシップ制度の創設	320 千円
○性的マイノリティに関する相談体制の拡充	685 千円
○ドッグランの開設	20,413 千円
○高齢者補聴器購入費助成制度の創設	4,599 千円
○共生型サービス事業所の開設促進	4,872 千円
○遠隔手話システムの導入	5,079 千円
○障害者のデジタル技術活用に向けた支援	450 千円

【子ども】 分野／すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

○子どもの権利擁護の推進	12,000 千円
○区立児童相談所開設に向けた人材育成・確保	5,075 千円
○ヤングケアラーの支援	6,893 千円
○特定不妊治療費(先進医療)助成制度の創設	23,850 千円
○3歳児健康診査の視覚検査における屈折検査機器の導入	2,076 千円
○子ども・子育てプラザ下高井戸の開設	65,267 千円
○保育園等における保護者との連絡等に対応するアプリの導入準備	113,584 千円
○学童クラブ待機児童の解消に向けた取組 ～宮前北第二(宮前中学校内)の開設～ ～方南の受入枠増～ ～高井戸西、杉二、高井戸(校内育成室)の開設～	421,036 千円

【学び】分野／共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

○教員の働き方改革の更なる推進	114,100 千円
○不登校特例校等に関する調査・研究	1,000 千円
○就学援助対象者の拡大	8,931 千円
○小・中学校の改築 ～富士見丘小・杉並第二小の新校舎開校～ ～中瀬中・富士見丘中の改築、高井戸小増築着工～ ～神明中の実施設計・西宮中の基本設計～	8,548,895 千円
○済美養護学校の増改築着手	149,547 千円
○I Cタグシステムを活用した図書館サービスの充実	122,147 千円
○高円寺地域区民センター・社会教育センター等併設施設のリニューアルオープン	5,199 千円
○旧杉並第四小学校跡地を活用した「科学の拠点」の整備・開設	453,877 千円

【文化・スポーツ】分野／文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

○文化・芸術活動助成の実施	10,000 千円
○区立体育施設におけるユニバーサルタイムの拡大	4,495 千円
○体育施設の計画的な改修・安全性の向上 ～上井草スポーツセンター館内照明設備・大宮前体育館プール照明設備のLED化～ ～荻窪体育館アリーナ床張替え・松ノ木運動場テニスコート人工芝部分張替え～ ～馬橋公園運動広場防球フェンス設置工事～	148,716 千円

『物価高騰対策』

○原油価格・物価高騰等対策特例資金及び信用保証料補助の継続	381,005 千円
○公衆浴場への燃料費等補助の継続	5,400 千円
○障害者サービス施設・介護サービス施設への食糧費・光熱水費の支援	252,093 千円
○保育園など児童福祉施設への食糧費・光熱水費の支援	133,011 千円
○学校給食費の保護者負担軽減	46,173 千円

2. 令和5年度杉並区各特別会計予算

(国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計)

(単位：千円)

会計	予 算 額	対前年度比	
国民健康保険事業会計	53,825,351	1,314,247	102.5%
介護保険事業会計	46,768,742	1,531,796	103.4%
後期高齢者医療事業会計	15,753,364	762,477	105.1%